

## 議案第60号

### 財産の取得について

下記のとおり財産を取得するため、さいたま市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成13年さいたま市条例第48号）第3条の規定により議決を求める。

平成30年2月6日提出

さいたま市長 清水 勇 人

### 記

- 1 物件の表示 さいたま市大宮区大門町2丁目118番  
大宮駅東口大門町2丁目中地区第一種市街地再開発事業地内の建物の一部  
15,311.19平方メートルの  
100,000分の85,044及び共用部分の共有持分
- 2 取得先 大宮駅東口大門町2丁目中地区市街地再開発組合
- 3 取得価格 26,575,384,000円
- 4 取得理由 市民会館おおみやの機能移転のため。

(参考)

物件の概要

所在地	さいたま市大宮区大門町2丁目118番		
構造	鉄骨造、地上18階及び地下3階建		
延べ面積	81,997.02㎡		
取得部分	専有部分 及び 専有面積	地上11階から 地下1階までの 一部	15,311.19㎡のうち 共有持分85,044 ／100,000
	共用部分	建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号）第14条の規定による共用部分の共有持分	

